

昭和二十六、九、一 協議会 於 第一會議室 午後一時三十分開會
出席者 別紙出席役員、他町長 即後 大野、橋本、保長
協議事項

- 一 公金質屋設置について
 - 二 傳染病院建築借入金について
 - 三 緑地地区建築に対する意見書について
 - 四 固定資産税評価について
 - 五 能川 駅ホーム拡張陳情について
 - 六 市立小学校建築に供する用地について
 - 七 住民投票の結果について
 - 八 市倉工業団地の道路占有について
 - 九 住民投票進捗運動について
- (1) 公金質屋の中

都営に設置出来るやう日野、田原、共同に再々陳情設置

運動せしめが特別に以外の都営は出来なつてはなつたので
町営貸産を改置するかにつて協議の結果貸付金一〇〇万円
準備の懸念次第借入の事につて断つて差支つた五〇万円
位はかゝる。開設となるに補正公債貸産條例、及此の施行規
則等も改定。開設と同時に地才改良に届出る事はつて
識りかた。

五月抄年一の公債貸産を視察して其の結果の報告等がなつた
こゝによるに利用者の割には給付生活者がある。

種々協議の結果町営貸産をやることには協議一決した。
場所は予定地として元般立之町指定ありた倉庫を買収してや
りたい。

此の間の間の間に開設を早くして済ませたい
開設となつたらこの担当の人は、なむ法がた。

此はつて断るかう十日頃開設の運びをしたへ、担当人につて
これは抑つていふが、断る者が斜施するが、この問題は進められた。

以上のような経過によつて協議の結果町営貸産を改置す
ることにつて是等議なく決定した。

(2) 一時借入金について

傳染病院の建設につては昨日落成式をしたが金融の困り所の信用
組合かう一〇〇万円借入してこれを病院に貸してあり、その他聯合会でも
借入金をして賄つてある決りすが更に一〇〇万円の借入をしないといふ
合なくなつたが病院としては借入が許可にならなつたので、西村村長
名義によつて借入するやうに議会の後進書をつけし申し入をな
すやうにこの事である。此は、七、八日迄には返却を要するこゝ
になつてある。差支りの場和徳の支拂は西村村長の信用組合から
五〇万円借りて掛つた。

この一〇〇万円借入金について西村村長名義の借入することに
協議一決定した。

(3) 緑地地返について

緑地区に建築申請があった。田村市及び森田市若西氏の
仲につき所としての意見書をおせしつゝに協賛

の田村市市民からは覚書をおし及いたりの問題は無い

田村市若西氏申請に付しての意見は

田村市若西氏と同じやうな条件づき 条件なく
許可しないとの二つの意見があるが総括現在第一

計画(既設)のあり次第計画する場合は又申請するつて

田村市と同じ取扱をする事になつた

所としての回答は緑地として残す計画はあるがこれに付しての実施

計画はまだないの回答の差支ない。つゝ子ことで却に報告

する事になつた。

(4) 国定自然産種 評価に付して

七回一回り今日迄 各戸の評価をしたが、これに付して本日午前中

財政委員会七回一回り研究して、此市況も得たので、協賛会

に付して内閣府の旨を町長述べた

調査の結果は昨年の調査結果に賦課した約平均九二%の

ある昨年この調査に付して三〇%の増が本年は四四%の増を

財政委員より

滞り難い整理をあとにして国定自然産種の評価をした

この評価は柳の指示を基に基礎を基にして西多摩、瑞穂

柳より多摩村協賛、協賛して評価した

土地に付しては柳の指令を基に基礎にまつてやるが現在指令

がない。この土地に付して賦課するやうな事はなうと思ふ。

高九二%の分には新調査の分も含んである

再評価は現在のを再建築した場合にいくらか、るかといふ

(5) 第一小学校建築に付して

期限は昨日であったがまだゆるゆる知りの通りである。この学校用校

由是に於て昨日地才事所長及 教育課長 務中校長
にお合せ命せしが 南校を十日一日とするやう決せ決定した
校長の件に於ては 教育庁の決定するにありあまり出入
を考慮ないが口頭はお集るの地才事所長からやつて後
校長は 校長の毛髪ある人のあり 更にそのうちで優等
な人といいふことなる 尚第一第二の校長と協力
お集る人といふことある

十日日に南校お集るか
の件に於て此は地才事所長と断りの説に十日日に南校す
ることによめぬ校長の決定は九月十八日に決定するに於て
次第 三席の決定する 定欠は十六名ある 加現生西夏
等部にお集る者の先をが不足して此の定欠が揃ふか
は未定である

工事につて 野島校長より 上棟式後の進捗の進捗あり。

続して毛髪面にお集る校長より 進捗あり

十日日南校の建築はおかのかの件に於て

野島校長より十日日の学校への学校はお集るない
と述べた

町長より十日日南校とすのと柳には来年四月にならな
評りにならぬのじ 実際は無理にももうし

えうし一時 申さたりや一校校に併校して南校となる
十日日に使用お集るとなるその後一ヶ月位はかかるか

といふ件に於て野内事務長野島校長より その位延び
ると思ふお理の工事は大工の賃の問題ありと述べた

又町長より是等の事数は第一の校長より 勤務となる事
先生の後の問題もはかく テリゲートにありてむつかし

極力良い先生と協力したい

(7) 市民投票の結果に於て

八月二十五日投票日の社今年委員が稲荷山町を申し
この結果について稲荷山町撤回の経過の報告をした
選挙運動について議員として注意を申し、一部の議員
にこの注意がないものなるとは議員に注意し、それが早うよい
と強い反響の音があつた

(8) 片倉工業の国有道路について

この道路の開放を願つて来たが、この拂込申請が三〇一五二二
に去り更に三〇一六二二二が口取りも同意書
が出来た

この問題について西村議員が今社側からの今迄の経過を述べ
して、これについて種々協議したが、結果は都道から町道
になつたか否かのギ向があり、進め検討することになった

◎住民投票進捗率について

議長より議員負担といたしての速について同意した。五時十分終了

資材調書	昭和26年8月30日現在
地	176,000円
500円	}
750円	
700円	
2,950円	
2,000円	
51	6092,127.50
	425,880円
鉄道工 400x50 = 20,000円	
丸工 " 400x52 = 20,800円	
常夫 " 260x329 = 85,540円	
屋根工 " 400x113 = 45,200円	
	114,286円
	1,072,860円
	560,000円
	234,500円
	85,000円
	292,000円
	195,000円
	500,000円
	700,000円
	300,000円
	306,000円
	計金 1,623,767.50
	11817,267.50

52円 1,170円
0720 9051044

福生町立第三小学校建築工事

諸費諸資材調書

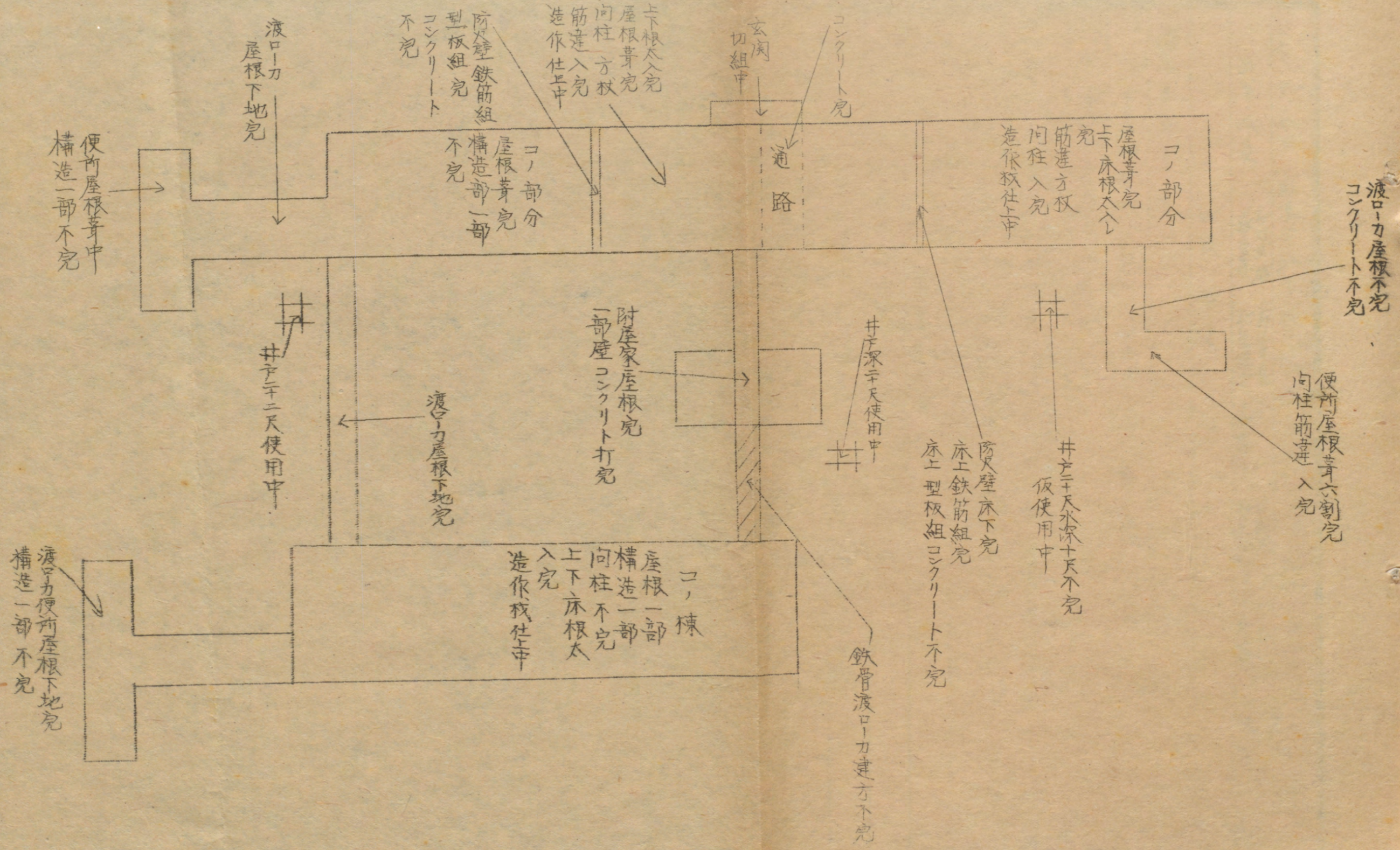
昭和26年8月30日現在

仮設工事之部	事務所、倉庫、水盛、其他	176,000円
基礎工事之部	栗石 15坪 単 3,600円 = 64,500円	} 807,900円 289,900円
	砂利 46.5坪 " 3,500円 = 162,750円	
	砂 29. " 3,300円 = 95,700円	
	玉石 750坪 " 0,030円 = 22,950円	
	巴斗 1100袋 " 0,420円 = 462,000円	
木材之部	単 2,500円 x 2436.751	6092,127.50円
金物之部	単 60,000円 x 7,098	425,880円
労務之部	大工 単 400円 x 1,772人 = 676,800円	} 114,286円 1,072,860円
	土工 " 280円 x 354人 = 99,120円	
	瓦工 " 350円 x 220人 = 77,000円	
	鉄筋工 " 400円 x 46人 = 18,400円	
	加工 = 100,000円	
鉄治工 単 400 x 50人 = 20,000円	瓦工 " 400 x 52人 = 20,800円	
	常夫 " 260 x 329人 = 85,540円	屋根工 " 400 x 113人 = 45,200円
屋根之部	スレート 単坪 800円 x 700坪 = 560,000円	560,000円
運搬之部	トラック 単 3,500円 x 67台	234,500円
井之部	深35尺 3寸 不完成	85,000円
釘	単樽 4,000円 x 73樽	292,000円
瓦官材料	煉瓦、風呂金、石灰	195,000円
天井用板	ベニア板、フラスターボード、木毛板	500,000円
硝子	器具用	700,000円
電気工事之部		300,000円
田村建設木社内搬入料	木料 単石 2,550円 x 120石	306,000円

計 11,623,967.50円

11817,267.50

12月 1170円
905104円



二六、九、三、町議令終了後の協議会午後二時四十五分より

出席議員

石川出雄

森田孝徳

村尾龍吉

森田誠重

村野光平

村尾四郎

田村第 議員欠他出席

町長 印後

協議事項

一、第一小学校に池川地区からの通学の扱に付して

二、第二小学校の用校式に付して

三、第三小学校となる現中学校的の修理に付して

四、警察吏員への村心労金の額に付して

五、住民投票後の辞職届に付して

六、警察連合会の費用の件

七、公平委員の旅行費に付して

八、婦人会の主催による敬老会に付しての補助金の件

九、第一小学校(中学)の正門の位置に付して

一〇、競馬加入の件

の件

明日から第一小学校を借りし第三小学校の南校をやるが、これは一りし第一小学校（龍ツ）より通学区の変更によつて第三小学校に通学する児童があるが第一小学校を借りし振る向は巨高も通学区のごじルが通学区については第三小学校の新しく申校する迄、理生のみとして長くやう傳法としたい。

二つッ

これはッは今の中孝校に移つてかうとしたい

三つッ

新中孝校に移つた後は修理の上第三小学校を南校したい。又中孝校の南校は中孝校の休みの日をあたたい。

四つッ

先般ほどに役いたる通り本日、應答方余をあるから承知ありたい

五つッ

任民投票後の辞取は受付けなつた。ふとあつたが、お水もあつた。二日附の辞取届があつたので、署長と此にッし事情を聴取して、今迄の辞取届は、本人から署長へ、署長から公安委員へ、今に、これから町長に届けるか、申渡りの場合、お水もあつた。せしなつて、返取金の請求書が来た。町長より返取金のあつた（井上議員）責任は公安委員にあり、町では責任はない。決は、辞取届が町長宛にあつた。町長としては、返取金を支給する義務がある。と、し、合法的に、三は、お水もあつた。お水の任民投票後には、返取金にあつた。お水もあつた。お水のこのお水も、署長は、お水もあつた。お水もあつた。お水の法は、法は、お水もあつた。お水もあつた。お水の公約してあり、お水もあつた。お水もあつた。お水の町長）今一度、署長に都に交渉して頂く。

お水もあつた。お水もあつた。お水の

(高橋三郎) そうしたら上なるの退取金を所けう支拂つては所民も納得が行くと思ふ。

六にフリス (所長) 本日の記念品代の一々田は包んでない。

公安委員会及警察連合会の分相金については出さないといふことを前提に所長にまかせる。今迄の分は出して今後の分は出さない。

七にフリス

公安委員より旅行費を出して頂きたいとの申入。入札があったが、これについては退取金が委員長一五〇〇〇円、委員一〇〇〇〇円が出るのび、その外は旅行費を出すといふことはやらねつことに決まされた。

八にフリス

(所長) 婦人会の敬老会をやるの。これに補助を願いたいと申入。かあつたが、これについては習生委員長から逆送願いたい。

(田村習生委員長) この催は四五〇〇〇円の花費のやりねつといふことになり、七十才以上の人を招待することがあるが、三百人以上あることである。記念品一〇〇〇日程送りをする。慰労として漫才、浪曲等をやり、これが費用一〇〇〇〇円位、雑費等で不足すること、補助を願いたいとのことである。

(所長) どちらには一帯といふことを言つて来た。

(高橋三郎) 婦人会に四五〇〇〇円位はあるが、これを全部使つてしまつて、田村の補助して頂きたいといふやり方である。

(栗村節) 主旨は誠に結構であるから、幾らでも財政の許す限り出して頂きたいと思ふ。金額については所長にまかせる。議長としての分については議長にまかせる。

◎所民運動会について

昨年やつたやうに、昨年七所民運動会をやり、期日は十月十日前後にやるとして、昨年、たいやうとして、昨年のやうな人